

大磯町議会議長
奥津 勝子殿

保険診療への消費税ゼロ税率課税（免税措置）とする 意見書提出を求めることに関する陳情

【趣旨】

一、国に対し、保険診療への消費税非課税を改め、課税化して保険診療については軽減税率0%を適用し、実質免税措置とする意見書を提出すること。

【理由】

政府は、2017年4月に消費税率10%にすることを決めました。同時に軽減税率の導入するため与党税制協議会において、今年秋までに軽減税率の対象業種、品目等をまとめようとしています。

保険診療は消費税法上、社会政策的配慮により非課税扱いと規定されています。しかし、医療機関が医療提供に必要な医薬品、治療材料、医療器械等の購入費用については消費税が非課税ではありません。このため医療機関は一般事業者のように仕入税額控除ができず、最終消費者として消費税を全額負担（＝損税）しています。その額は、第18回医療経済実態調査（2011年6月実施）から当時税率5%で無床診療所では約260万円、有床診で約596万円、病院で約1億70万円に上ります。歯科診療所でも約72万円になり、税率8%で約114万円、税率10%で約143万円の負担になると予測しています。消費税対応では、過去に診療報酬等に補填された1.53%分は雲散霧消し、平成26年4月の税率8%と診療報酬の同時改定では、基本診療料に消費税分1.36%を上乗せ対応がされましたが、医療機関が個々に負担した消費税を、診療報酬で還元するのは不可能であり、抜本的な解決が必要です。

2015年度税制改正大綱では、「医療に係る消費税等の税制のあり方について、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行い、税制上の措置については、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る（一部抜粋）」と明記され、抜本的解決にむけた議論が与党内で行われています。

医療費抑制政策の下、消費税率10%になれば消費税負担によって倒産する医療機関が出てきます。自治体病院でも相当な損税負担が生じています。私たちは、地域医療の確保のためにも消費税法を改正し、保険診療を非課税から課税に改め、食料品とは明確に区分できる保険診療に適用する軽減税率は税率を0%（＝実質免税措置）にすることを要望します。

医療は国民生活に不可欠であり、国民は命や健康を維持するために選択の余地はありません。課税化しても患者に消費税負担がなく、医療機関も仕入で負担した消費税額を仕入税額控除が可能となり、還付申告をすることで損税負担が解消されます。

については、地域医療の確保の観点から、以上をご勘案の上、前記1項目について、地方自治法第99条による意見書を国に提出するよう要望いたします。

平成27年5月15日

神奈川県保険医協会
理事長 森 壽生
横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2
TSプラザビルディング 2階

